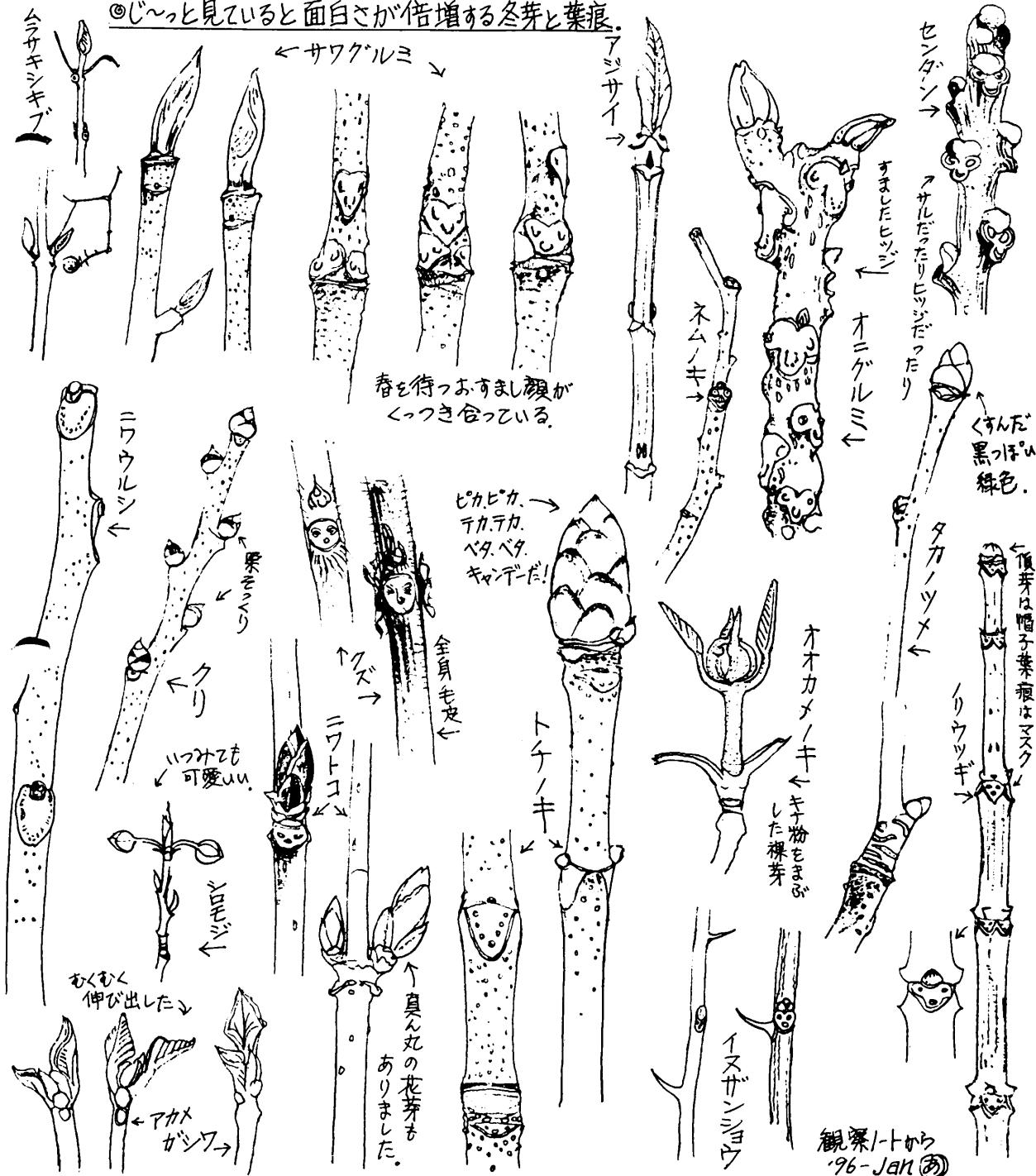


# 協議会ニュース

55号

愛知県自然観察指導員連絡協議会 1996.2

◎じっと見ていると面白さが倍増する冬芽と葉痕。



# 校庭にため池づくり

相地 満（熱田区）

## 1 はじめに

平洲小学校は、知多半島のつけ根にあたる東海市にあります。市域の約3分の2は埋立地であり、名古屋南部臨海工業地帯に含まれています。学校の周辺は、以前は幾つかの古い集落と農耕地、低くなだらかな丘陵に作られた果樹園と二次林から成り立っていましたが、近年の急激な土地改変により、著しく都市化しました。沿岸部に巨大な工業地帯を望む近代的な都市景観の中で、子どもたちの生活環境も大きく変わり、原体験活動の乏しさが子どもの成長に大きな変化をもたらしています。

この原体験の乏しさは、急激な産業構造の変化が地域の自然を大きく変えたこと、それにより子どもたちを取り巻く生活環境が大きく変わったことによるもので、親しみのある地域の自然が子どもたちの成長にとっていかに大切なものであるか理解されてこなかったことがあるといえます。

知多半島は、全国的にもため池の多い地域であり、今でも校区内に幾つかのため池が残存していますが、何れも危険な場所として子どもたちの生活からは厳然と隔てられた場所になっています。そのような中にあって身近な自然に触れる学習・体験の場をいかに保証していくかが大きな問題であります。

94年度に、まず校庭などの環境作りを見直そうという動きが起こった矢先、偶然にも東海TV局「てれび博物館」から、校庭にため池をつくり、その推移を取材したいという申し出がありました。自然観察クラブがそれを担当することで、ため池作りと

その後の観察が始まりました。最後の図が作られた池の概要です。

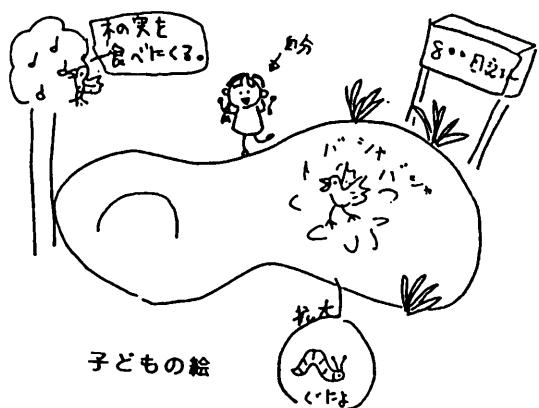
それでは、池を作ってから、それを取り巻き、見つめ続けてきた子どもたちの活動を紹介します。

## 2 みんなで池を掘る

ため池作りは、95年5月の日曜日に、自然観察クラブの部員と応援の6年生たち約40名で行いました。場所は以前に樹木が数本植えられたが生育が悪く、フェンスで囲まれ、荒れ放題になっていた小高く狭い平地です。

平洲小学校は、南に隣接する神社の森のに続く丘陵の一部を削り取って建てられています。常滑層と呼ぶ大小の礫が混じった粘土層のため土壤が大変固く、掘り進めるのにずいぶん苦労しました。そこで当初の計画を変更して、堀り込みの浅い盛り土型の池になりました。それでも4時間かかりてやっとできあがりました。

しかし、満水にしておいた水は1日でほぼ完全に抜けてしまいました。一番深い部



分に砂混じりの層があり、そこから抜けていくように思われました。そこで、3日後クラブの間にたたきしめの方法（粘土質の部分を踏んだりたたいたりして粘りを出す方法）で補修したところ、急激な漏水をとめることができるようになりました。

こうしてビニールやコンクリートなどを一切使わない自然の池ができあがりました。盛り土のため集水域がなく、雨水のみが頼りになりますので、適宜水道水を注入することになります。

### 3 初めに集まってきた生き物

池の水位も安定せず、回りの表土も落ち着かない、できたばかりの池にまず集まってきたのは鳥たちでした。ちょうど営巣・育雛期でもあり、格好の水浴び場として利用されました。スズメ・ヒヨドリ・カワラヒワ・ムクドリ・キジバトが池を作った直後に訪れています。

また、小型のゲンゴロウが翌日やってきましたが、定着しませんでした。アゲハ・モンシロチョウ・アオスジアゲハ・ハチ類の吸水行動も見られました。

### 4 命の営みが始まる

この池から最初に発生したのは、小型のカニの仲間です。少なくとも2種類いました。その後、ユスリカの仲間が発生し、小さなハエが水上に浮かんでいるようになりました。このハエの幼虫は、どこで生活しているのかつきとめることができませんでしたが、成虫は一日中水上に漂っていました。これら双翅目の仲間がまずこの池から発生しました。

その後、ケンミジンコ・カイミジンコ・ミジンコの順で動物の発生が続きました。

### 5 生き物同士のつながりができる

池を作った際、目だった生き物の動きは

土地の搅乱による  
クモ・アリなどの  
徘徊行動でした。

池作りの直後に周辺のクモ相を調べたところ、ウズキ

コモリグモ・ハラ  
クロコモリ・アオ  
オビハエトリ・シ

ボクモ・クリチャササグモ・オトヒメグモ  
・シラホシコゲチャハエトリの他、同定不能のカニグモの仲間が2種とコモリグモの仲間が3種見つかり、合計12種のクモを確認することができました。アオオビハエトリの個体数が多いのが特徴的でした。（池作りの当日にはイタチグモも見えています。）これらのクモは、池を作る以前にここに生息していたものと考えられます。

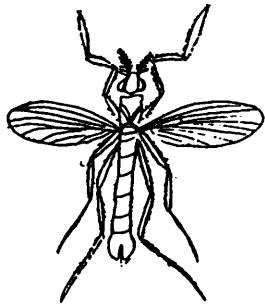
数日後には、ほとんど姿を消していくますが、やがて池の土手のごく細い割れ目などに造網性のコグモが、水際に徘徊性のコグモが現れます。突然に池（水辺）ができたことによるクモ相の変化が始まったとみることができます。

また、カナヘビが池の土手や周辺に出てくるようになりました。池に集まる昆虫などに引きつけられてのことと思われます。

さらに1か月後には、ケシカタビロアメンボがたくさん発生します。池に落ちた生き物に群がり、体液を吸う水生昆虫の発生です。1か月もすればもう水辺に依存する生き物どうしの繋がりができるのがわかります。

### 6 生活環の保障

フタバカゲロウは食植性のカゲロウですが、7月にたくさん発生しました。まだ水中に有機物が少ない中で、目立つものといえばポプラの落ち葉や昆虫の死骸です。風に飛ばされてくるこれらの生物遺骸が栄養



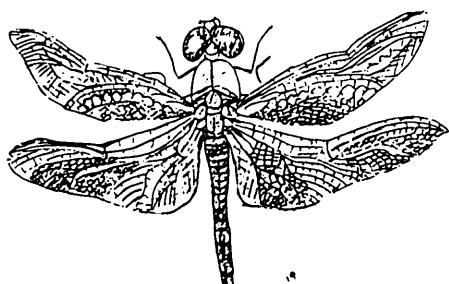
塩になって池の生物をはぐくんでいけるようになってきましたのです。

小型の力の幼虫・ユスリカの幼虫・ミジンコの発生と続き、フタバカゲロウの発生を待つかのように、動物食のトンボの幼虫（ヤゴ）が現れました。ウスバキトンボとシオカラトンボです。いずれも8月20日に羽化しました。数は、シオカラトンボが5に対し、ウスバキトンボが27（脱皮殻10月集計）と、ウスバキトンボが断然多いのですが、これは越冬できずみな死に絶えています。ギンヤンマは、8月25日に飛来し9月12日に連結産卵が見られました。そして、10月18日にヤゴが4頭見つかっています。池にこの他に飛來したトンボは、マユタテアカネ・ナツアカネ・アキアカネ・ノシメトンボ・アジアイトンボ・コシアキトンボ・オオシオカラトンボで合計10種になります。

ゲンロウについては、チビゲンゴロウをはじめ3種の遊泳が見られましたが、いずれも定着しませんでした。

その他にもこの池の水辺には様々な生き物が集まってきたました。食べ物による繋がりだけでなく、トックリバチの巣作りのための泥集めも興味をひくものでした。

また、アオダイショウ・トカゲ・カナヘビなどのは虫類、両生類はツチガエルなど、わずか半年間に様々な生き物がこの水辺を訪れました。こうした観察の結果が子どもたちのノートに記されていきました。



子どもの絵  
(ウスバキトンボ)

## 7 原体験の楽しさ

子どもたちにとって生き物の観察はとても楽しいことがあります。子どもがプールよりも川遊びを好むのも、そこに多様な生き物の営みを見ることができるからです。

この池作りは、そこに集まる生き物たちの格好な観察場所を校庭に作ったことになります。

同時に、池を作ることにより得られた土体験や水体験、また泥体験といった魅力的な体験は、子どもたちにとって忘れないたく、貴重なものとなりました。生き物の観察を知的な目で見るだけでなく、感性を総動員して見ることのできる場所として、少しでも多くの子どもたちをこの池に関わらせていただきたいと思っています。

## 8 本物の自然の不思議さ

子どもたちの観察記録などを読むと、自然が本来持っている子どもへの教育力の大きさが図り知れないものであることに気付きます。そのためには、本物の自然に触れさせなければならないと思います。できるだけ人為圧を取り除き、あるがままに放置しておく部分の中から、いくらでも自然を学び取らせることができます。その方が自然の持つ不思議さや尽き果てることのない魅力を感じ取らせることができやすいのではないかでしょうか。

夏季を過ぎた頃の子どもたちの最大の関心事は、「なぜ、池の水は濁らないのだろう」ということでした。平洲小学校には、他に池が3つあります。いずれもコンクリートでできています。1つは底が抜けているのか、既に池としての用をなさず、泥がたまっています。ザリガニ池と呼んでいますが、ザリガニを飼うことはできません。後の2つは観察池ですが、常時透明度は極めて低く、一つは黄褐色に、一つは緑色に水が濁っています。大がかりな濾過装置が

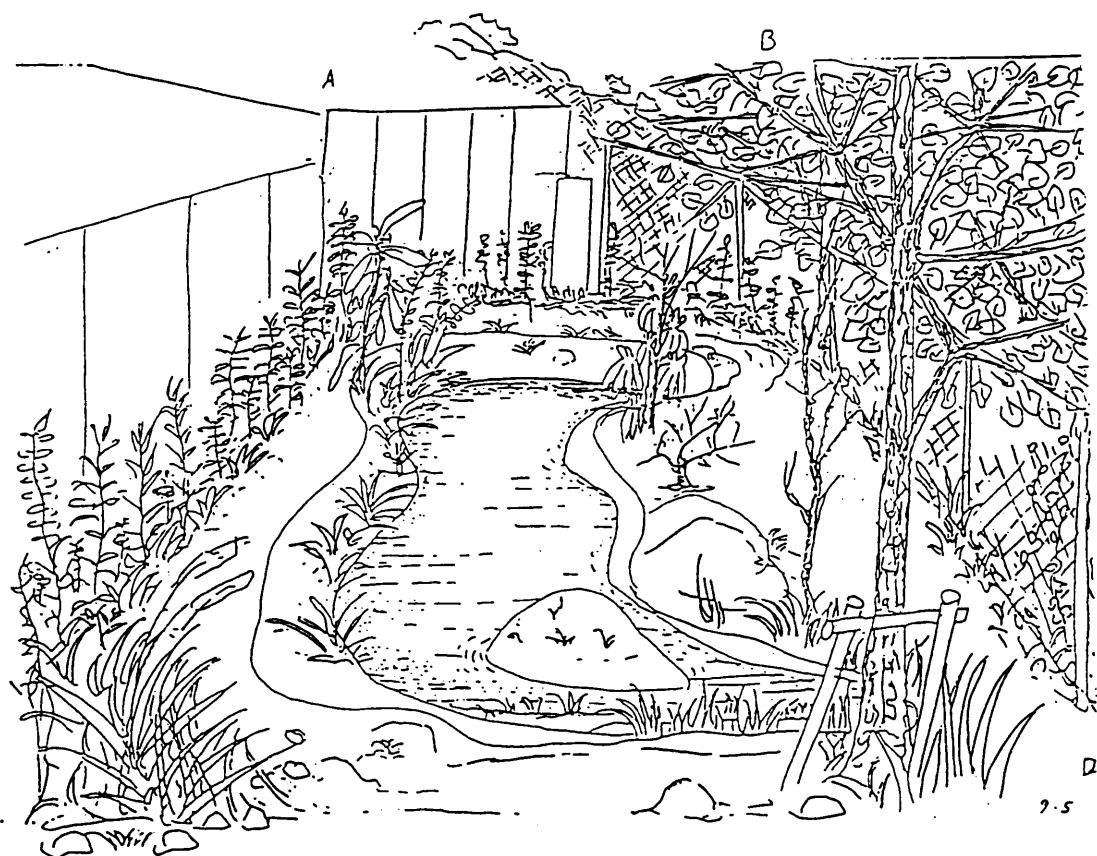
付いている池であってもいっこうに濁りはとれません。水を入れ替えても3日と持ちません。

だが、手づくりのため池は、大雨の後に白濁する以外、いつも高い透明度を保っています。しかも、季節によって移り変わる様々な生き物の営みが見られるのです。この池を通して子どもたちは、水だけでなく土の働きにも気付き始めているのです。

また、池を作つて最初に発生したのは力の仲間でした。これは、この池を巡つて生き物どうしの繋がりができていくうえで大切な役割を果たしました。これらの力は、全て吸血しない力の仲間です。やがて気温

の上昇とともに校地から吸血する力（アカイエカなど）が大量に発生します。が、その発生源は、止水化して悪臭を放ち、ハエやアブの幼虫が多く見られる側溝の中であることがわかりました。透明度の高いきれいなため池からは、吸血する力は発生しないのです。これも子どもたちにとっては驚きの一つでした。

身近な自然を学ぶ場として、校庭はいかようにも使えます。そこに作られた小さなため池は、今後も自然や生き物、さらに人と環境を考えしていく格好の場であり、教材を提供し続けてくれると思います。



校庭に作られたため池

〔基礎研修から〕

## 愛知県の土地利用

佐藤国彦（事務局）

この1月に行われた基礎研修会の結果などから、愛知県の土地利用に関して整理してみました。対象が広いために、概要だけで、しかも主観的なまとめ方となっていますので、皆さんのご意見も聞かせてください。

＊＊＊＊

### 1 土地利用制度

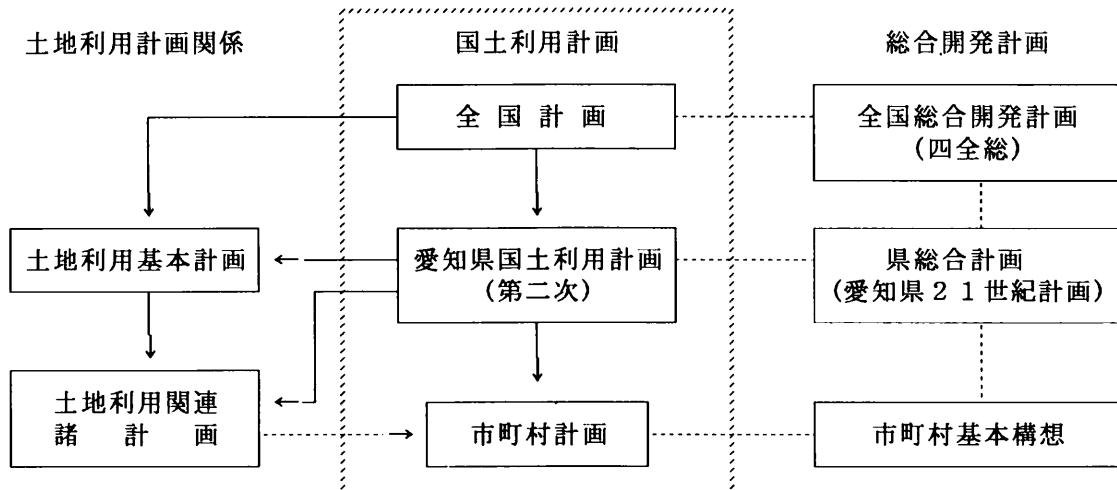
土地利用の基本理念を定めた法律は『土地基本法』です。これは、土地問題の解決のためには国民各層の共通認識が必要との考え方から、平成元年12月に制定された法律で、①土地についての公共の福祉優先、②適正な利用、③投機的取引の規制、④価値の増加に伴う適正な負担の4つの基本理念を定めています。

さらに、総合的・長期的な土地利用の施策については、下の図のように、『国土利用計画法』に基づく「国土利用計画」に定められています。国土利用計画は、全国計画、県計画、市町村計画から構成され、これらはそれぞれ「全国総合計画」「県総合計画（愛知県21世紀計画）」「市町村基本構想」という各種総合計画ともおおむね連動しています。

愛知県でも第二次の「愛知県国土利用計画」が定められており、県土利用の基本方針とともに、P.6の表1にある利用区分ごとの目標面積が示されています。これによれば、昭和60年の基準年次に対して平成12年には、農用地が12%減少し、道路と宅地がともに20%前後増加することになっています。

この国土利用計画等の理念や基本方針を

### 〔土地利用計画の体系〕



を受けて、実際の土地利用区分が「土地利用基本計画」の中で5万分の1地図で表示されています。その地域区分は、下の図のように、5つの地域区分（都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域）に分けられ、土地利用基本計画は上位計画として全体の調整を図り、具体的な土地利用施策や規制は関係する個別法（都市計画法など）によってなされる仕組みとなっています。

このため、実際にある土地を開発する場

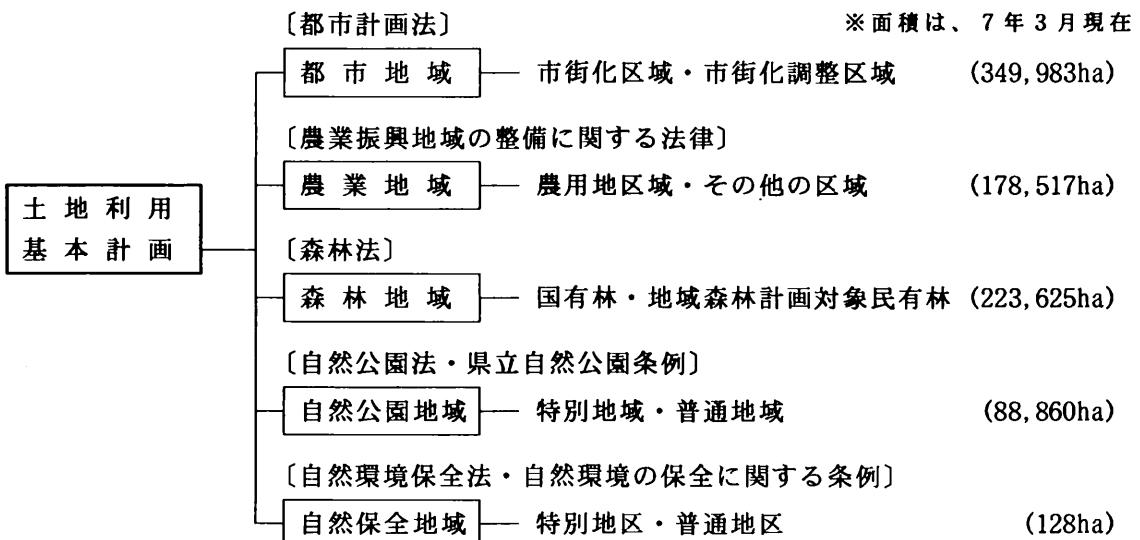
合は、そこが森林であれば森林法に基づく開発許可が必要であり、自然公園の区域に含まれていれば同時に自然公園法の許可も必要、さらに河川法等に基づく調整も必要というように、相当の事務なり調整が要求されます。

土地利用制度は、このように「国土利用計画」「土地利用基本計画」で総合的な調整が図られ、具体的には都市計画法等の個別法の基準により規制していく形を取っています。

表1 県土の利用目的に応じた面積 [愛知県国土利用計画] (単位100ha・%)

区分	昭和60年(現況)		平成7年(計画)		平成12年(計画)		増減率 b/a
	面積a	構成	面積	構成	面積b	構成	
農用地	953	18.6	876	17.0	839	16.2	88.0
森林	2,259	44.0	2,220	43.1	2,201	42.6	97.4
原野	7	0.1	7	0.1	7	0.1	100.0
水面・河川	239	4.6	240	4.7	244	4.7	102.1
道路	387	7.5	447	8.7	477	9.2	123.3
宅地	744	14.5	840	16.3	888	17.2	119.4
その他	548	10.7	523	10.1	515	10.0	94.0
県土面積	5,138	100	5,153	100	5,171	100	100.6

#### [土地利用基本計画関連図]



## 2 愛知県の土地利用状況

平成5年の愛知県の土地利用状況は、森林が43.3%と最も多く、農用地17.4%、宅地15.9%、その他（学校、公園、ゴルフ場等）10.5%の順となっています。なお、宅地の内訳は住宅地が58%、工業用地17%、その他25%です。

これを全国と比べますと、森林の割合が低く、宅地や道路などの都市的利用が相当上回っています。

また、昭和60年～平成5年の変化では、農用地が5,736ha、森林が3,241ha減少し、宅地が7,378ha、道路が2,772ha増加しています。

## 3 土地利用施策の課題

今まで述べてきたように、土地に関しては幾つかの計画が施策の方向を定め、様々な法律が開発に規制をかけていますが、実際には多くの開発が進行しています。そして、その開発が必ずしも適正に行われていないために多くの問題も生じています。その概要を地域ごとに概観してみましょう。

〔都市〕 都市は、商業やオフィスの場だけでなく、生活空間でもあります。基本

的な人権である人間らしい生活のできる住宅とともに良好な環境が確保されねばならないのは、都市といえども例外ではないでしょう。また、都市に必要な水源対策やゴミ処理対策、地震等に対する安全対策も重要な課題となっています。こうした都市の問題に対処するため、欧米の主要都市では、住居地域の確保、オフィスの規制など都市の成長管理が潮流とさえなっています。さらに、地域には地域の顔があるはずですが、新しい街はどこでも同じような顔をしているのも何か欠けているようで気になります。

〔道路〕 愛知県では県土面積の8%を道路が占め、さらに多くの計画があるというのは問題ではないかと思えます。道路は多ければ便利というのではなく、その必要性を改めて検討するとともに、公共交通機関の充実と大量物資輸送のあり方を根本的に考える必要があります。

〔農地・森林〕 農地や林地が産業基盤として機能するためには、土地を財産としての所有から、産業資源として利用できるように何らかの対策が必要と感じられます。

表2 愛知県の土地利用面積の推移

(単位ha・%)

区分	昭和60年		平成元年		平成5年		増減 a - b	全国構成
	面積	構成	面積	構成	面積	構成		
農用地	95,349	18.6	92,649	18.0	89,613	17.4	△ 5,736	13.8
森林	225,880	44.0	224,838	43.7	222,639	43.3	△ 3,241	66.6
原野	657	0.1	657	0.1	211	0.1	△ 446	0.7
水面・河川	23,850	4.6	23,850	4.7	24,328	4.7	478	3.5
道路	38,743	7.5	39,287	7.6	41,715	8.1	2,972	3.1
宅地	74,422	14.5	77,775	15.1	81,800	15.9	7,378	4.4
その他	54,835	10.7	55,524	10.8	54,276	10.5	△ 559	7.8
県土面積	513,759	100	514,580	100	514,582	100	823	100

\* 全国の構成比は、平成5年現在

土地利用は、このように生活・産業・環境問題として現れており、土地自体の問題というより社会のいろいろな課題の中に影響を与えています。体系としての土地利用政策は整っているように見えますが、実際には開発のあり方や価格の高騰など多くの問題を生じています。

この原因の一つは、日本に特有な長期的な計画作りの弱さがあります。土地利用基本計画は、地域の将来のあり方を見据えて、計画作りがされねばなりませんが、実際には各個別法による土地利用に合わせているに過ぎません。例えば、5地域区分の中の自然保全地域は、良好な自然環境を有するため保全の必要がある地域ですが、何が良好な自然かを検討し、県内のどこがそうした地域か調査した上で区分していくという作業はなく、ただ自然環境保全地域に指定された場所を自動的に自然保全地域としているだけです。それには止むを得ない事情もあるでしょうが、計画というもの的基本的なあり方が抜けているように思えます。

もう一つの原因是、土地が限られたしかも公共性の高い資源であるという考えが徹底していないことです。財産権は憲法で保障された権利ですが、公共の福祉も優先されねばならないものです。勿論、土地の適正な利用を進めるため税制等でもいろいろな手が打たれていますがまだ弱いように思えます。

限りある土地を生かして利用し、生活や産業の基盤として整備していくためには、  
① 土地を市場原理にまかせられないこと（土地を利益を得る手段とはしない）、② 土地の公共性の確保（土地はどう使おうと勝手ではない）、③ 土地施策と住民参加の調整（どうしたら効率的な住民参加ができるか）④ きちんとした地域計画の樹立（地域の将来を考える）ことが今後の課題と思い

ます。口で言るのは易しいですが、これを実現するには相当の努力と時間がかかるでしょう。幾分理想論を展開しているようでもありますが、豊かな社会を創造するためには、今後避けて通れないことではないでしょうか。

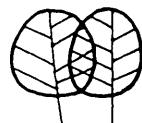
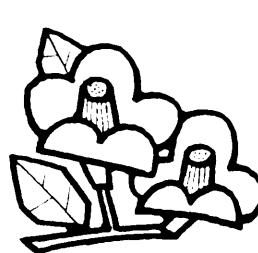
#### 4 自然保護と土地利用

貴重な自然を守っていかなければならぬという認識は、社会的におおむねできてきたようですが、そのためには対象となる貴重な自然や貴重な生物を物として保存指定するだけでなく、その周辺環境や生息地域をも保全する必要があります。

また、今後重要性がますます高まってくる身近な自然の保全についても、身近な場所にどのような自然をどの位残していくかを真剣に検討する必要があります。

このように地域の環境全体を考えて、その中で自然を保全していくためには、土地利用計画との調整が非常に重要になってきます。土地利用の前提として、生活環境や自然環境の評価・見直しがしっかり組み込まれなければなりません。

そして、そのためには土地所有者だけでなく、地域の住民あるいは国民全体がどの位それに対して負担をしていくかも問題となるはずです。多くの人が自然の機能や良さを知り、自然を大切にしていくようになる必要があります。自然観察指導員はそのために居るのです、と言ったら荷が重いでしょうか。



# 事務局から

## [行事結果]

### ★基礎研修会「草野池の野鳥観察」

〔期日〕平成7年12月23日（出席6名）

〔場所〕草野池(刈谷市) 〔講師〕深見 弘

やや寒い草野池に集まり、始め深見さんから草野池で通常見られる野鳥の説明を受けた後、池を一回りして観察しました。

見られた主な鳥は、イソシギ・ミコアイサ・オカヨシガモ・マガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・コガモ・ハシビロガモ・キンクロハジロ・カイツブリ・カワウ・コサギ・ダイサギ・ケリ・ハクセキレイ・セグロセキレイ・キセキレイ・ホオジロ・カワラヒワ・アオジ・ウグイス・モズ・ムクドリ・ヒバリ・キジバト・スズメでした。

### ★基礎研修会「愛知県の土地利用」

〔期日〕平成8年1月15日（出席11名）

〔場所〕中小企業センター 〔講師〕県職員

愛知県土地利用調整課の宮崎主査をお呼びして、土地利用の法体系及び愛知県の土地利用の現状について説明をしてもらいました。自然の保護についても土地利用施策は基本的なことですが、一度の講義ではなかなか理解しにくいようでした。

## [観察会の事故防止]

最近、月例自然観察会の実施などにより自然観察会の回数が増えていますが、協議会が活動を始めた頃に比べて、観察会での事故防止対策が弱くなっているような気がします。

自然観察会のような活動では、一般に事故などはほとんど起きないようですが、實際には件数こそ少なくともいろいろな事故が起きています。例えば、転んで杖で顔を

ひどく怪我した、同じく転んで膝を切った、有毒植物を食べてしまった、ハチに刺されたなどを聞いています。その他にもいろいろなケースを考えられますし、その中には後遺症を残すような事故も有り得ます。もし、そうなった場合は、楽しいはずの自然観察会がつらい記憶となるだけでなく、今後の観察会活動を行う意欲まで失わせるものと思われます。

従って、どんな観察会においても必ず事故対策を心がける必要があります。慣れればそれほど面倒なことではありませんので、①救急用品の持参、②休日診療所の確認、③保険の加入は最低限考えておきたいものです。

特に、事故当初の対応により、参加者の受ける感じも相当変わってきますので、適切な対応ができるようにしたいものです。

## [自然に関する情報]

協議会では、県下の自然に関する情報をいろいろ集める体制を作りたいと考えています。とはいっても、情報の受入れや整理の体制を作るのが難しいので、できる分野から順次進めていきたいと思っています。

当面は、昨年実施したセミの調査に関して、セミの担当者が決まりましたので、セミに関する情報がありましたら、何でも次へご連絡ください。今後ともこうした担当者を順次増やしていきたいと思いますので、何かの分野について担当していただけの方は事務局（佐藤）へご連絡下さい。

- セミ担当者：斎藤成人（名古屋支部）  
鈴木友之（東三河支部）

## [協議会の性格と運営 ①]

愛知県自然観察指導員連絡協議会という長くて固い名前で、いかにもお役所づくりの会というイメージのため、この会は愛知県が運営している会という印象をお持ちの方が多いようですが、実際は自然観察指導員の集まりとして全く民間の会です。このように、会の内容や運営の状況については、会員の皆さんに十分理解していただいているとは言い難い面がありますので、これから何回かシリーズで、協議会の内容や運営の状況についてご説明していきたいと思います。

会員の皆さんのご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

### 1 会の性格

この会は、愛知県と(財)日本自然保護協会(NACS-J)が共同で行っている自然観察指導員講習会を受講して、NACS-Jに登録されている自然観察指導員の集まりです。連絡協議会という名前の通り、指導員間の連絡・情報交換を設立時のねらいとしていますが、それだけでなく会自体でも自然観察会など自然保護の普及や会員を対象とした研修会、自然に関する調査などの事業を行っています。

この会の事務局は、規約では愛知県自然保護課に置いていますが、それはNACS-Jとともに自然観察指導員を養成した愛知県に事務局を置くのが望ましいことと、ボランティアとしての会又は会員の活動について何かと好都合であるために、形式的に置いてあるものです。従って、本来の事務局機能は、現在は連絡先となっている日進市の佐藤(運営部会長)宅にあります。また、事務局の事務も、運営部会・普及部会・調査部会・編集部会に所属している部会員が中心になって進める形となっています。

す。事務局では、総会等会議の運営、会計事務、支整、県等外部団体との調整、機関誌の発行、観察会・研修会・調査等各種事業の企画実施など多様な事務があり、それを何人かの人が分担して実施しています。従って、協力していただける方が多ければ個人毎の事務量が減るとともに新たな事業を行う余地もできるという訳です。

このように、協議会は全くの民間の任意団体として運営されており、事業や運営の方向も、会員の意見によって進めるものです。しかし、400人という大きな世帯となり、会員の活動状況や好みにも変化が多いため、十分皆様の意向に添った活動ができていないと思います。事務局としては総会や各種会議だけではなく、年1度は葉書による会員の意見の聴取を行うなど、努めて会員の意見を取り入れていきたいと考えていますので、そうした機会を積極的にご利用くださるようお願いします。

この会は、規約にあるように、自然の知識や大切さを多くの人に伝えることを目的にしており、当然自然観察会が事業の中心となっていますが、それ以外にも自然の現況把握、自然の大切さの普及のためにはいろいろなことをしていきたいという気は持っていますので、会員の皆様の得意な分野でご協力くださいますようお願いします。

### 2 NACS-Jとの関係

自然観察指導員は、NACS-Jに登録され、その集まりである協議会(連絡会)も各都道府県に設置されています。しかし、協議会はNACS-Jとは別の自主的な団体として設立されたもので、その活動の内容も全く各協議会独自に定めています。

なお、私たちとしては、NACS-Jは指導員の育ての親でもあり、有機的な繋がりをもってその活動に協力していきたいと考えています。

## 行 事 案 内

### ☆ 基礎研修会「冬芽と樹皮の観察」

期日：平成8年2月24日(日) 9:30～昼 場所：大高緑地(第一駐車場奥集合)  
講師：篠田陽作 (名鉄本線左京山駅から徒歩20分)

### ☆ 基礎研修会「土壤の観察」

期日：平成8年3月9日(日) 9:30～昼 場所：定光寺(参道前集合)  
講師：松尾 初 (JR定光駅から徒歩20分)

### ☆ 基礎研修会「農耕地の植物」

期日：平成8年4月7日(日) 9:30～昼 場所：名鉄豊田新線「三好ヶ丘」駅  
講師：篠田陽作 集合

### ★ 協議会総会

期日：平成8年3月24日(日) 14:00～16:40 場所：竜美丘会館(岡崎市)  
(名鉄東岡崎駅から東へ徒歩15分)

### ◆ 「各地の自然」コーナーの設置

機関誌に「各地の自然」コーナーを設けます。これは、自然界の変わった動きなどの情報のコーナーですので、観察会等で日頃見られない生物を見たとか、動植物の生育地の紹介、例年と比べて何か変化のあったこと、開発で消えた生物等についての情報を寄せください。情報が寄せられた都度掲載していきます。

### ◆ 編集後記 ◆

最近にない寒い冬が続いているが、お変わりありませんか。さて、今年は機関誌の定期発行を重点に進めてまいります。次回から編集を近藤盛英さんに譲り、内容も親しみやすいものにしていく予定です。また、皆様の投稿もお待ちしています。(佐藤)

原稿や情報は、次へお送りください。

〒470-11 豊明市西川町笹原 1-9  
近藤 盛英

### 会員の動き

#### 【脱退】

彦坂雅史(東三河支部)

#### 【住所変更・表示変更】

小野木三郎(名古屋支部)

〒451 名古屋市西区鳥見町 2-22-1

パークシティ鳥見 D-1407

(☎ 052-524-6595)

松岡孝子(東三河支部)

〒441 豊橋市弥生町字西豊和 120-4

(☎ 0532-48-9507)



愛知県自然観察指導員連絡協議会 機関誌 N0.55

0 編集事務局 〒470-01 日進市南ヶ丘 2-18-11 佐藤国彦